

新型コロナウイルス感染症対策 「緊急政策パッケージ」(第1弾)

市では、国・県の緊急対策を踏まえ、「子どもと生活の支援」、「地域経済の支援」、「感染拡大の防止と医療体制の充実」を3本の柱に、新型コロナウイルス感染症の総合対策を「緊急政策パッケージ」として取りまとめ進めています。

今回は、第1弾(総額約51億8,000万円)の内容と主な支援の手続きをご案内します。

※申請書の作成や添付書類に関するお問い合わせは、3つの密(密閉・密集・密接)を避ける観点から、まずは電話にてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

項目	金額
I 子どもと生活の支援	51億1,581万円
特別定額給付金の支給	50,900万円
子育て世帯への臨時特別給付金の支給	7,761万円
住居確保給付金の支給対象の拡大	100万円
通信教育による家庭学習の支援	950万円
オンライン学習のための就学援助家庭等への給付金の支給	1,870万円
II 地域経済の支援	2,550万円
小規模事業者経営改善資金の低利融資枠の創設	300万円
経営向上サポート事業補助金の創設	450万円
飲食店を応援する「亀山エール飯チャレンジ事業」の創設	2,887万円
III 感染拡大の防止と医療体制の充実	3,667万円
小・中学校における衛生資材の確保等	2,887万円
市立医療センターにおける医療資材と病床の確保	780万円

緊急政策パッケージ(第1弾)3つの柱

I 子どもと生活の支援

51億1,581万円

特別定額給付金の支給、子育て世帯への臨時特別給付金の支給、住居確保給付金の支給対象の拡大、通信教育による家庭学習の支援、オンライン学習のための就学援助家庭等への給付金の支給

II 地域経済の支援

2,550万円

小規模事業者経営改善資金の実質無利子化の実現、経営向上サポート事業補助金の創設、飲食店を応援する「亀山エール飯チャレンジ事業」の創設

III 感染拡大の防止と医療体制の充実

3,667万円

小・中学校、幼稚園、保育園等における衛生資材の確保等、市立医療センターにおける医療資材と病床の確保

市民の皆さんへの主な支援の手続き

特別定額給付金の支給

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクト・チーム(☎84-3336)

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市民1人あたり10万円を支給します。(5月18日から各世帯へご案内しています。郵送またはオンラインで申請してください。)

申請期限 8月19日(水)

※郵送は当日消印有効、オンラインは当日中

支給時期・方法 申請受付後、おおむね7日~10日程度で申請者本人名義の銀行口座へ振り込み

※申請内容に不備があった場合は、給付が遅れることがあります。

◎郵送で申請する場合、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の返信用封筒による返送にご協力ください。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

問合せ先

市民課医療年金グループ(☎84-5005)

児童手当受給世帯(0歳~中学生のいる世帯)に、対象児童1人あたり1万円を上乗せして支給します。(対象者には5月末に案内を送付しており、申請は原則として不要です。公務員の人は、所属庁の証明を受け、市民課医療年金グループへ申請してください。)

支給時期・方法

令和2年6月中に児童手当振込口座へ振り込み予定(公務員の人は医療年金グループへ申請書提出後、随時支給)



住居確保給付金の支給対象の拡大

問合先 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)
社会福祉法人亀山市社会福祉協議会(あいあい ☎82-7985)

離職等や個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し住宅を失っている人、または住居を失うおそれのある人に給付金を支給します。
※世帯収入の合計額や同居親族の預貯金額等に関する要件あり。

支給額(月額) 次の額を上限として、収入に応じて調整された額
 ◎単身世帯…33,400円 ◎2人世帯…40,000円
 ◎3~5人世帯…43,400円 ◎6人世帯…47,000円
 ◎7人以上世帯…52,100円
支給期間 3カ月間(一定の条件により、2回の延長が可能)
支給方法 大家などへの代理納付

◎人によって申請に必要な書類や手続きが異なりますので、事前に亀山市社会福祉協議会へお問い合わせください。

オンライン学習支援特別給付金の支給

問合先 教育委員会学校教育課教育研究グループ(☎84-5077)

就学援助家庭等が小・中学校の休業期間中にオンライン学習を行えるよう、インターネット環境整備のための給付金を支給します。(対象者には、5月中旬に申請書を送付しています。)

支給額 端末購入費:50,000円 通信費:20,000円 ※各1回限り
申請方法 市から郵送された申請書を、通学している学校または学校教育課教育研究グループ(市役所西庁舎2階)に直接提出してください。
申請期限 6月30日(火)
支給方法 申請受付後、速やかに指定口座に振り込み

事業者の皆さんへの主な支援の手続き

次の支援の申請・応募書類は、産業振興課商工業・地域交通グループ(市役所2階)にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

送付先 商工業・地域交通グループ(〒519-0195 本丸町577)

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の利子補給

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

マル経融資の利子補給の対象を、新型コロナウイルス対策による貸付の拡充部分を含め、設備資金に加え運転資金まで拡大するとともに、5年間に限り融資の利子の全部を補助し、実質無利子化を図ります。

対象資金 マル経融資の設備資金・運転資金、生活衛生改善貸付の設備資金・運転資金
利子補給率 年1.21%(年1.21%未満の場合は当該融資利息)
 ▷現行制度(通常部分)→実質事業者負担なし
 ▷新型コロナウイルス対策(拡充部分)→実質事業者負担なし
 ※当初3年間は国の利子補給制度を優先
対象期間 最初に当該利子を支払った日の属する月から起算して60月を限度

経営向上サポート事業補助金の創設

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模企業が今回の難局を乗り越えるため、販路開拓や生産性向上などを目指して策定した計画に取り組む事業者を支援します。

対象 次の全てを満たす市内の中小企業・小規模企業
 ①三重県版経営向上計画のステップ2または3の認定を受けていること
 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間の売上が前年同月比で15%減少、かつその後2カ月間を含む3カ月間の売上が前年同期比で15%減少が見込まれること
対象経費 計画の実施に必要な経費(令和2年4月1日以降)(広報費、開発費、機械装置等購入費(ほか))
補助額 補助対象経費の3/4(上限30万円)
申請期間 令和2年6月1日(月)~令和3年2月26日(金)

亀山エール飯チャレンジ事業の実施

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

外出自粛の影響で大きな打撃を受けている市内の飲食店の経営持続や、消費者の購買意欲の向上による消費喚起につなげるため、関係団体と連携し、お得なテイクアウト商品の開発・販売を支援します。

対象 市内飲食店
 ※テイクアウトを主とする飲食店は対象外です。
募集期限 7月15日(水)
支援金 25万円
要件 500円、1,000円のテイクアウト商品を3カ月以上販売すること

